

福相小学校いじめ防止基本方針

2014年(平成26年)4月策定

1. はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「いじめの防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための取組を効果的に推進する。

2. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」を、いじめの防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの問題に関する認識

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

② 「いじめられている児童を守りきること。どんなことがあっても自らの命を絶ってはいけないこと。」を伝え、いじめられている児童の心に寄り添った指導を行う

児童の悩みを親身になって受け止め、児童の発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努める。その際、いじめであるか否かの判断は、表面的・形式的な判断ですませることなく、いじめられている児童の立場に立って細心の注意を払う。

③ 家庭教育が果たす役割

いじめの問題の未然防止のためには、家庭教育も極めて重要な役割を担っている。家庭の中での深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいを通して良好な人間関係の基盤づくりが行われる。併せて、善悪の判断などを身に付けさせることも重要である。

④ 学校教育が果たす役割

個性を尊重する態度や児童一人一人がかけがえのない存在であることを道徳教育を中心にあらゆる教育活動において指導する。

⑤ 学校、家庭及び地域の連携

いじめの解決に向けて関係者のすべてが、児童一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、それぞれの立場から一体となって取り組み、その責務を果たすとともに、学校、PTA及び地域等が連携し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

3. いじめの防止等に係る具体的取組

(1) いじめの防止等に係る児童への指導

特に、「いじめの未然防止」と「早期発見・早期対応」に資する取組を進める。

- ・わかる授業づくり（授業改善）にかかわる取組
- ・児童の友人関係，集団づくり，社会性育成などを目的とした取組
- ・いじめの問題に関する学習の取組
- ・いじめをなくす主体的な児童会の取組
- ・いじめの通報に関する指導

(2) 生徒指導体制及び相談体制の確立

- ・いじめの防止や早期発見に係るアンケートや定期的な個人面談の実施
- ・いじめの防止及びいじめ対応に係る職員研修の実施
- ・保護者や地域に対する啓発の取組
- ・いじめの防止等に係る相談窓口の設置
- ・児童理解を深める職員研修の実施
- ・必要に応じた外部専門家との連携

(3) 警察への相談・通報

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，教育委員会等の関係機関と連携し，警察に相談して対処する。

4. いじめの防止対策のための組織

“いじめの防止対策の取組”を組織的に進めるために「いじめ防止委員会」を設置する。「いじめ防止委員会」は，校長，教頭，教務主任，保健主事，研究主任，生徒指導主事で構成する。校長は必要に応じ，心理・福祉等の専門家，その他関係者を本委員会に加えることができる。

いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は，「いじめ防止委員会」でいじめの問題の解消及び問題の再発を防ぐ教育活動を継続して行い，その後の経過を見守る。

「いじめの防止基本方針」に基づき，校長のリーダーシップの下，すべての教職員の共通理解のもと体系的・組織的な取組を進める。

5. 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合，速やかに福山市教育委員会に報告するとともに，調査組織(プロジェクトチーム)を編成し，調査等の適切な取組を行う。

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条1項）

○学校の設置者に重大事態の発生を報告（*設置者から地方公共団体の長に報告）

ア)「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。

一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査着手）

*「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

6. 取組の検証と実施計画等の見直しについて

各学期ごとに「取組評価アンケート」を実施し，いじめの基本方針に基づく取組内容の検証を行い，見直しを行う。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめの防止基本方針についての検討(企画委員会) ○いじめの対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換	○学級開き・学級ルールづくり(学級会活動) ○学校のきまり	○いじめの対策についての説明・啓発(P T A総会・学級懇談会) ○保護者との情報交換(家庭訪問)
5月	○児童に関する情報交換	○児童会「いじめの防止キャンペーン」 ○行事を通した人間関係づくり【1年生を迎える会・遠足・運動会】	
6月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケート・個人面談 ○道徳授業研究	○行事を通した人間関係づくり【ウォークラリー・児童会レク】	○保護者との情報交換(学級懇談会)
7月	○児童に関する情報交換	○「取組評価アンケート」	○保護者アンケート ○保護者との情報交換(地域別懇談会・個人懇談会)
8月	○1学期の取組の検証と見直し ○生徒指導に関する研修	○行事を通した人間関係づくり【水泳教室・野外活動】	
9月	○児童に関する情報交換	○児童会「いじめの防止キャンペーン」 ○行事を通した人間関係づくり【社会見学・修学旅行】	○保護者との情報交換(学級懇談会)
10月	○児童に関する情報交換		
11月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケート・個人面談 ○中学校区授業研究	○行事を通した人間関係づくり【ウォークラリー・学習発表会】	
12月	○児童に関する情報交換 ○2学期の取組の検証と見直し	○行事を通した人間関係づくり【マラソン大会】 ○「取組評価アンケート」	○保護者アンケート ○保護者との情報交換(個人懇談会)
1月	○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり【児童会レク】 ○児童会「いじめの防止キャンペーン」	
2月	○児童に関する情報交換 ○いじめアンケート・個人面談	○「取組評価アンケート」	○保護者アンケート ○保護者との情報交換(学級懇談会)
3月	○児童に関する情報交換 ○年間の取組の検証	○行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会・感謝の会】	

いじめ生徒指導委員会の設置要項

2014年(平成26年)4月1日

福山市立福相小学校

1 目的

いじめの基本方針に基づいて、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に自律的に取り組むことができる学校づくりを推進する。

2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任を委員とする。

校長は、必要に応じて心理、福祉等の専門家、その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 取組内容

- (1) 基本方針に基づき、年間計画を作成する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (3) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に資する取組を進める。
- (4) 生徒指導体制及び相談体制を確立する。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を生活部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時には、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。
- (7) 重大事態が発生した場合、福山市教育委員会に報告するとともに、調査組織（プロジェクトチーム）を編成し、取組を行う。
- (8) その他、いじめの防止対策に係る組織的な取組を行う。

4 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項について協議する。